

미래・ミシ通信

ミシとは未来という意味

事務局 ・ 北九州 〒807-0825 北九州市八幡西区折尾3-5-1
九州朝鮮中高級学校内
TEL 093-691-4431 / FAX 093-691-4441

・ 福岡 〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-50-6階
福岡県朝鮮学校を支援する会
TEL 092-633-3745 / FAX 092-633-3310

<http://msk-fukuoka.jimdo.com/>
musyouka.fukuoka@gmail.com

目次:

第一回口頭弁論、 報告集会

1

報告集会での 生徒代表の討論

1

第一回口頭弁論、弁護団 長意見陳述内容(要約)

2

他地域での 無償化裁判の状況

3

裁判基礎知識Q&A

4

会費(カンパ)のお願い

4

2014年3月20日 第一回口頭弁論 報告集会

3月20日14時から第1回口頭弁論が小倉地方裁判所で行われました。傍聴席82名分に対して142名の応募があり、本裁判の関心の高さが伺われました。

口頭弁論では、服部弘昭弁護団長が、原告側代理人として意見陳述を行いました。さらに、原告の朝鮮学校生徒(今年3月に卒業)2名が、意見陳述を行いました。

一方、北九州弁護士会館5階ホールでは、同時刻に傍聴席の抽選に漏れた方たちを中心にして、ミニ学習が行われました。高校無償化実現に立ちあがった全国オモニの会の運動の様子を収録したDVDの視聴の後、「高校無償化」裁判の意味についての学習を行いました。

口頭弁論終了後、同会場で140名を超える支援者参加のもと報告集会が開催されました。



裁判後の報告集会の様子

報告集会では

- ① 弁護団から裁判の意義とこれまでの取り組みの報告
- ② 朝鮮学校生徒代表の決意表明
- ③ 高校無償化実現・福岡連絡協議会からの訴え
- ④ 全体討論が行われました。

集会の中では、被告(国)の違法性が確認されるとともに集会参加者の多くの方から、裁判に勝利しようという力強い意見が出されました。

報告集会での生徒代表の討論

2010年から実施された「高校無償化」適用制度。日本に住むすべての高校生を対象に始まったこの制度に、私たち朝鮮学校に通う生徒、先生、保護者も喜びの声を上げたことを今でもはっきりと覚えています。

当時、私は中学2年生でした。しかし、この喜びも一瞬の出来事でした。日本国は、「朝鮮学校」だけを除外することを発表したのです。中国人学校、ブラジル人学校は制度が適用される中で、朝鮮学校だけが除外されるという事

実はとても受け入れがたく、同時に「差別」という文字が頭をよぎりました。

朝鮮学校だけが除外される問題に「どうして」「なぜ」という気持ちを何十回、何百回と声をあげても、私たちの声が日本国に届くこ

미래·ミレ通信

ミレとは未来という意味

報告集会での生徒代表の討論(続き)

となく、唯一私たちの意思を訴えてくれる手段が「署名」でした。

高校無償化の恩恵を受けることなく卒業していった先輩から始まり、今日まで何回にもわたって署名活動を行いました。快く署名して下さる人もいれば、心いたい言葉を投げられたこともあります。

しかし、私は、朝鮮人として生まれた事を悔いたことはありませんし、朝鮮学校に通う喜びと誇りを一度も忘れたことはありません。

2010年からはや4年、いまだに制度が実現されない中で、愛知、大阪、広島では学校、生徒が原告と

なって裁判を起こしました。

それに続くように去る2013年12月19日、ここ福岡でも提訴し、今日、裁判の始まりの日を迎えました。17歳、16歳で傍聴席に座った心情はとても複雑でした。傍聴席で先輩たちの意見陳述を聞きました。これからは、後輩の私たちが、先輩たちの意思を受け継ぎ、権利を獲得するまで無償化実現のための運動を続けていこうという決心が強くなりました。

今日、ここには私たち朝鮮学校の生徒だけでなく、私たちが応援して下さる弁護士の先生方、いつも朝

鮮学校に惜しみない支援をして下さる日本の方々、そして私たちをいつも見守って下さるアボジ、オモニ、そして同胞の皆さんがいらっしゃいます。私たちが、胸を張って朝鮮学校で民族教育を受けられるのも皆さんの温かい支えがあるからです。

今日という日を忘れずに、弁護士の先生方や、日本の方々と気持ちを一つにして、私たち生徒が高校無償化実現のための運動をより積極的に取り組んでいくことを決意しながら生徒代表の言葉とさせていただきます。

…私たちが、胸を張って朝鮮学校で民族教育を受けられるのも皆さんの温かい支えがあるからです。



裁判後の報告集会の様子

第一回口頭弁論 弁護団長意見陳述内容(要約)

第1回口頭弁論では、服部弘昭弁護団長が原告代理人として意見陳述を行いました。その内容は、被告(国)の政策の矛盾を鋭く追及するものでした。以下その内容です。

1、はじめに

本件の本質は、文部科学大臣の談話に如実に表れている。

その内容は

①朝鮮高級学校に対する北朝鮮や朝鮮総連の影響があり、教育基本法16条1項で禁じる「不当な支配」にあたらぬことや適正な学校運営がされているとは確証を得ることはできない。(わかりやすく言えば、北朝鮮や朝鮮総連の不当な支配を受けており、適正な学校運営がされていないと解釈できる。)

②就学支援金を支給したとしても、授業料に充当されないことが懸念される。

しかし、この論理は、法の下の特等性を定めた日本国憲法第14条に反するものである。さらに「不当な支

配」という曖昧かつ抽象的な要件を持ち出したのは、政治目的で朝鮮高級学校を無償化制度から除外するためだけの都合のいいものであると言える。

2、就学支援金の制度設計との矛盾

就学支援金制度は、受給者(在学生)に支援金を直接支給すると、授業料として支払われずに他に流用する危険性が否定できないので、受給者に代わって学校等が代理受給するという制度設計をとっている。ところが、「(朝鮮高級学校に限っては)就学支援金を支給したとしても、授業料に充当されないことが懸念される」という政府の説明は、自らがつくった就学支援金制度を否定するものであり、大きな矛盾を起している。

3、九州朝鮮高校の財政状況は透明化されていること

指定教育施設は、受領した授業料を学校施設の維持管理、教職員の給与、教材等の購入費などの学校運営に支出することが求められて

2014年6月

いる。しかし、被告国は、「朝鮮学校は北朝鮮や朝鮮総連の影響を受けており、就学支援金を支給したとしても他の目的に流用されるのではないか」と疑っている。これは全くの言いがかりとしか言えない。

九州朝鮮高校の財政状況は透明化されている。

具体的に言うと、九州朝鮮高校の授業料は、監督官庁である福岡県私学振興課に届けている学則で定められている。そして、毎年、福岡県に対して、貸借対照表、資金収支明細書、消費収支明細書等の財務諸表を提出して、財務状況を説明してきている。これらの書類によって授業料の流れは明確にされるものである。言うまでもなく、九州朝鮮高校が、過去に監督官庁である福岡県から授業料の用途について不明な点があると指摘を受けたことはない。

4、在學生である子どもたちには何の罪もないこと

被告国が、指摘する懸念は、いずれも未成年者である在學生の預かり知らない事情である。この事で権利制限を正当化するのは、個人責任の原則の否定である。

結局、今回の国の行為は、

- ① 朝鮮学校で朝鮮民族としての教育を受けたいという原告の「信条」を理由とした差別である。
- ② 朝鮮学校に在学するという「社会的

的身分」を理由とした差別である。と言わざるを得ない。

5、被告国の指摘に合理的根拠は何もないこと

被告国は、このような差別の合理性を、確たる根拠をもって説明したことはない。「影響力は否定できず」「十分な確証を得ることができない」「懸念される」などという言葉を重ねるだけで、確たる根拠に基づく事実はない。被告国が決定のよりどころとしたのは、出所の分からない不確実な情報や悪意ある意図的な憶測や風評の類でしかないと言える。

6、象徴的なハ号の削除について

高校授業料無償は法律および法律施行規則(省令)で朝鮮学校も対象としていた。

(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の第一条の二項 ハ号)

しかし、被告国は、2013年2月20日に省令を改悪し、朝鮮学校を対象としていたハ号を削除した。これは、原告の就学支援金の支給を否定すると同時に、その根拠規定を廃止し、原告らが就学支援金を受給する可能性すら根絶したのである。

7、最後に

我々は、請求額である737万円を

国に払ってもらうために裁判を始めたわけではない。被告国から受けた不当な差別を裁判所によって是正してもらうために一人当たり10万円という慰謝料を掲げて裁判に立ち上がった。その額が737万円にも上るといことは、それだけ多くの原告が国からの不当な差別に異を唱えているということだ。

また、60人もの弁護士が代理人となっている事実も見過ごすことはできない。一人の日本人として、今回の国のやり方があまりにもひどく、醜いものであることを知り、それを正すことこそが、外国人と日本人が共生できる健全な日本社会へとつながるという思いから代理人となっているのである。

今、日本では差別のあらしが吹き荒れている。被告国は、先頭に立ち差別と闘う立場にあるにもかかわらず、今回の高校無償化法を利用して国内の差別的な国内情勢を積極的に作り出そうとしている。現在の国内において、在日朝鮮人は最も差別しやすい少数者である。被告国は、このような少数者である在日朝鮮人のうち、未成年者である高校生に焦点を当てて、今回の謂れなき差別を強行した。

これは、日本国憲法の定める平等原則を、政府の事実に基づかない偏見により骨抜きにするものであり、政府による日本国憲法の解釈改憲と言う他ない。

他地域での無償化裁判の状況

■大阪

2013年1月24日に大阪朝鮮学園が原告となって、大阪地方裁判所に国を相手方として提訴しました。

その内容は、

- ① 学支援金支給対象校としての指定を受けるための申請に対して、何らの対応をしなかった点についての不作為の違法を確認し、

- ② 就学支援金支給校としての指定処分を行うことの義務付けを求め行政訴訟、です。

しかし、2013年3月20日に、文科省は朝鮮学校を高校無償化の対象から除外する省令を公布・施行しました。そのため、上記②の指定処分の義務付け訴訟は維持しつつ、上

記①の不作為確認訴訟を不指定処分の取り消しへと訴えを変更して裁判が続いています。

2014年1月27日には、第5回口頭弁論が行われました。

■広島

2013年8月1日、広島朝鮮学園と卒業生及び在校生110人が原告

すべての子どもには学びへの権利があります！

となって、広島地方裁判所に提訴しました。

その内容は、

- ①学支援金支給対象校の不指定処分の取り消し及び指定処分の義務付けを求める行政訴訟と
- ②精神的損害に対する慰謝料を求める国家賠償請求訴訟、です。

2013年12月18日に第1回口頭弁論が行われました。学生の意見陳述は、進行協議期日という手続きで行われました。これは、非公開で行われるために傍聴人は会場には入れません。意見陳述を行った生徒は、裁判の当事者以外には目に触れないこととなります。生徒のプライバシーを守るための一つの方策です。第3回口頭弁論は、2014年6月4日に行われる予定です。

■東京

2014年2月17日、東京朝鮮高級学校の当時2年生40名と3年生2名の合計62名が、国に対して精神的損害に対する慰謝料を求める国家賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提訴しました。

■愛知

2013年1月24日に名古屋地方裁判所に第一次提訴を行い、文科省の不支給決定を受けて、同年12月19日に第二次提訴を行いました。現在まで6回の口頭弁論が行われています。

これまでの口頭弁論で原告(朝鮮学校)の意見の要旨は以下のとおりです。

- ①「無償化」除外は、植民地時代から続く在日朝鮮人民族教育の弾圧による政策であること。

②被告が延坪島事件の発生を契機とした審査停止の違法性について答弁を求めた。

③「無償化」除外は、不正常的な日朝関係の中で朝鮮民主主義人民共和国への制裁として行われている在日朝鮮人への権利侵害の表れであること。

④「無償化」除外政策を支えた朝鮮学校に対する偏見の根底に、韓国併合、植民地時代を経て形成された朝鮮人差別意識があること。

■被告:国の主張(要約)

被告(国)は、無償化法の制定経緯や立法趣旨ならびに不指定に至るまでの事実関係は無視し、朝鮮総聯や北朝鮮による、朝鮮学校に対する「不当な支配」なる抽象的かつ非論理的な概念を持ち込み、不指定処分は違法ではないし、手続き的にも問題は無いと反論しています。

裁判基礎知識Q&A

Q1、口頭弁論とは何ですか？

A 「口頭弁論」とは、原告(裁判を起した人)と被告(裁判を起された人)がお互いに自分の主張をしたり、提出された証拠を裁判所が確認(証拠調べ)したりする裁判手続きのことです。

Q2 口頭弁論では、原告や被告が「口頭」で主張するのですか？

A 口頭弁論では、原告や被告が

「口頭」で自分の主張を行うのが本来の形です。しかし、「口頭」で主張するだけでは、内容を裁判所や相手方が後で確認しづらいことなどから、主張したいことは書面で提出することになっています。

Q3 裁判を傍聴することは大切だとよく聞きます。どんな意味があるのですか？

A 裁判官も人間ですから、たくさん

の支援者が傍聴していると、より真剣に、そちら側の主張に耳を傾けようという気持ちになる可能性があります。また、たくさんの支援者が、傍聴席にいと意見陳述する原告たちを勇気づけることもできます。

したがって、できるだけ多くの支援者の方々に裁判の傍聴をお願いしたいですね。

会費(カンパ)のお願い

本会の趣旨に賛同いただき会費(カンパ)のご協力をお願いいたします。

■ 団体会費 一口 5,000円

■ 個人会費 一口 1,000円

これまでに、80万円を超える浄財を集める事が出来ました。厚くお礼申し上げますと共に、裁判の広範な支援の為には、これらも継続的なご協力を呼びかけていきたいと思っております。皆様の暖かいご支援をお待ちしています。

■ 郵便振込の場合

01750-7-164454

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会

■ 銀行振込の場合

福岡銀行折尾支店(普)2988609

朝鮮学校無償化実現福岡連絡協議会

事務局 ユン キョンリョン

■ 労働金庫振込の場合

九州労働金庫福岡県庁前支店(普)6713577

朝鮮学校無償化実現福岡連絡協議会

事務局員 前海満広

